

START Box お台場使用規約

(総則)

第 1 条 この規約は、アーツカウンシル東京企画部長（以下「管理者」という。）が運営・管理する START Box お台場（以下「施設」という。）の使用について定めます。本施設を使用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

(使用時間)

第 2 条 施設の使用時間（入退室）は、午前 9 時から午後 9 時までとします。必ず午後 9 時までに完全退出してください。

(休室日)

第 3 条 施設の休室日は年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）です。ただし、特に必要があると認めるときは、臨時に休室日を設けることがあります。

(駐車・駐輪)

第 4 条 施設に自動車の駐車スペースはございません。自動二輪車、自転車については、施設内の所定の場所に駐車・駐輪してください。

(禁止事項)

第 5 条 消防法に定める危険物品及び施設管理上不適切であると認められる物品等の持ち込み並びに裸火の使用は原則禁止とします。ただし、制作上やむを得ない場合は、予め管理者に相談してください。

- 敷地内での喫煙は禁止です。
- トイレや流しの配管を詰まらせたり、腐食させたりする恐れのあるものを流さないでください。また、壁や床、その他机、椅子等の什器等設備について、傷、破損、汚れ等に十分ご注意ください。
- 施設・設備・備品に対し通常の使用による消耗を超える損傷を与える行為を行うことはできません。
- 営利を目的とする物品販売等、金銭の授受を行うことはできません。
- 廊下等の住宅共用部において、展示行為・物品を設置、陳列及び放置することはできません。
- 非常口・避難経路及び防火扉の付近には、物を置かないでください。

(近隣の住民や他の使用者への配慮)

第6条 近隣の住民に配慮し、制作時のにおい、音漏れ、振動等については、十分注意してください。

- 2 グループ内でも他の使用者の制作に配慮するなど、全ての使用者が快適に本施設を使用できるようにしてください。

(イベント等への協力)

第7条 施設及びその他の施設を利用して、地域住民や関係者との交流、START Box の事業や利用アーティストの紹介等を目的にオープンスタジオ、ワークショップ、作品の展示などのイベントを行いますので、ご協力ください。

- 2 イベント等においては利用者及び作品を撮影し、公式ウェブサイトや公式 SNS 等に掲載する場合がありますので、ご了承ください。

(届け出)

第8条 取材等で部外者の立ち入りを必要とする場合は、必ず事前に管理者に届け出をしてください。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

- 2 ワークショップなどのイベントや共同作業等を開催する場合は、必ず事前に管理者に相談してください。その内容に応じられない場合があります。

(ごみの処分)

第9条 使用に際して発生したごみ(粗大ごみ等は除く)は、別途管理者が定めるルールに従ってください。

なお、粗大ごみ等の特殊なごみについては、使用者側での処分をお願いいたします。

(搬入・搬出・集荷・撤収)

第10条 制作に必要な機材等の物品については、管理者が承認した期間内に搬出入を完了させてください。

なお、搬出入口は、駐車場に面した扉及び両引き戸となりますので、制作物や制作における機材等のサイズには十分ご注意ください(募集要項の図面を参照)。

- 2 使用期間満了に伴う撤収の際は、午後9時まで完全退室してください。
- 3 午後8時以降の搬出入は、近隣への音の影響を考慮し、十分注意して行ってください。
- 4 搬出入時における施設の壁や床等の傷、破損、汚れ等には十分注意して行ってください。また、施設は駐車場に面しているため、車両の通行には十分注意して搬出入を行ってください。

(その他注意事項)

第11条 本施設の使用にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令にのっ

とり、感染防止のため手指の消毒設備の設置や施設の換気など、十分な対策を講じてください。

- 2 本施設について、見学者や関係者等が訪問する場合があります。事前にお知らせいたしますので、ご了承ください。また、広報へのご協力をお願いする場合があります。
- 3 使用承認された期間の最終日は、使用したスペースを使用者本人が清掃し、以後の者が快適に使用できるようスペースの環境を保全してください。
- 4 室内は防犯及び安全管理上の観点から監視カメラを設置しますので、ご了承ください。また、建物管理人が定期的に室外から巡回点検を実施しますので、巡回時間は室内が確認できるようご協力をお願いいたします。

(罰則及び賠償)

第 12 条 本規約の各条項に違反した場合、使用の停止、使用承認の取り消し並びに本施設や他の使用者及び来訪者が受けた損害の賠償を求めることがあります。

- 2 施設を使用中に発生した人的・物的損害は、すべて使用者がその賠償責任を負うものとします。

(免責事項)

第 13 条 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、本施設の使用が不可能な事態が生じた場合、使用料金の返却をもってその補償とし、それ以上の損害につき一切責任を負わないものとします。但し、管理者に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

- 2 施設内での盗難、紛失、事故や怪我等については、一切の責任を負わないものとします。
- 3 他の使用者とのトラブルについては、当事者同士で話し合っ解決してください。

(災害時)

第 14 条 災害発生の際は、各自で避難してください。この際、港区のウェブサイト等で帰宅困難者受入施設を確認してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 5 年 9 月 4 日から施行する。